

亀山市告示第84号

亀山市組織・機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市組織・機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀山緊急通報システム事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市緊急通報システム事業実施要綱（平成17年亀山市告示第17号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「健康福祉部長寿健康課」及び「84-3312」を削る。

(亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱（平成19年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第11条 事業に関する庶務は、 <u>土木課</u> 、 <u>都市整備課</u> 又は指定管理者において処理する。	(庶務) 第11条 事業に関する庶務は、 <u>土木課</u> 又は指定管理者において処理する。

(亀山市法定外公共物の用途廃止に関する事務取扱要綱の一部改正)

第3条 亀山市法定外公共物の用途廃止に関する事務取扱要綱（平成22年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当

該改正後部分に改める。

(2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第7条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 財務課 文化課 農林振興課 建設 管理課 土木課 都市整備課 建築 住宅課 上水道課 下水道課 </div>	別表（第7条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 財務課 文化スポーツ課 産業振興 課 用地管理課 土木課 都市整備 課 上水道課 下水道課 </div>

(亀山市高齢者福祉推進協議会要綱の一部改正)

第4条 亀山市高齢者福祉推進協議会要綱（平成26年亀山市告示第166号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>地域福祉課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>長寿健康課</u> において処理する。

(亀山市固定資産関係帳簿縦覧要綱の一部改正)

第5条 亀山市固定資産関係帳簿縦覧要綱（平成27年亀山市告示第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(縦覧の場所、期間及び時間) 第2条 縦覧の場所は、 <u>亀山市総務財政部</u> 税務課とする。 [2及び3 略]	(縦覧の場所、期間及び時間) 第2条 縦覧の場所は、 <u>亀山市総合政策部</u> 税務課とする。 [2及び3 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市農業委員会の委員の候補者の推薦、募集、選考等に関する要綱の一部改正)

第6条 亀山市農業委員会の委員の候補者の推薦、募集、選考等に関する要綱（平成28年亀山市告示第161号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(選考委員会) 第6条 [略] [2 略] 3 委員長は副市長を、委員は <u>総務財政部長、産業環境部長、建設部長</u> 及び亀山市農業委員会事務局長をもって充てる。 [4～7 略]	(選考委員会) 第6条 [略] [2 略] 3 委員長は副市長を、委員は <u>総合政策部長、産業建設部長</u> 及び亀山市農業委員会事務局長をもって充てる。 [4～7 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市亀山7座トレイルボランティア活動支援事業実施要綱の一部改正)

第7条 亀山市亀山7座トレイルボランティア活動支援事業実施要綱（平成30年亀山市告示第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第11条 事業に関する庶務は、 <u>商工観光課</u> 又は指定管理者において処理する。	(庶務) 第11条 事業に関する庶務は、 <u>地域観光課</u> 又は指定管理者において処理する。

(亀山市支援会議設置要綱の一部改正)

第8条 亀山市支援会議設置要綱（令和2年亀山市告示第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

亀山市健康福祉部地域福祉課長
亀山市健康福祉部子ども未来課長
亀山市健康福祉部長寿健康課長

」を

「

亀山市健康福祉部次長
亀山市健康福祉部健康政策課長
亀山市健康福祉部地域福祉課長
亀山市健康福祉部子ども未来課長

」に改める。

(亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱の一部改正)

第9条 亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱(令和2年亀山市告示第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

亀山市健康福祉部地域福祉課長
亀山市健康福祉部子ども未来課長
亀山市健康福祉部長寿健康課長

」を

「

亀山市健康福祉部次長
亀山市健康福祉部健康政策課長
亀山市健康福祉部地域福祉課長
亀山市健康福祉部子ども未来課長

」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。